

第 4 回食品用器具及び容器包装の規制の 在り方に関する技術検討会について



厚生労働省は、平成 30 年 6 月 7 日国会承認、同年 6 月 13 日に公布された、「食品衛生法等の一部を改正する法律」における、国際的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備に向け、「食品用器具及び容器包装の規制に在り方に関する技術検討会」の第 4 回目の検討会を平成 30 年 10 月 15 日に開催しました。

第 4 回技術検討会における議論概要

(1) 事業者における製造管理基準の導入

- ・「食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針(ガイドライン)」(平成 29 年 7 月 10 日 厚生労働省)の内容に沿った製造管理基準を規定

(2) 事業者間の適正な情報伝達

- ・情報伝達が必要な内容：情報伝達する対象(取り扱う製品)を特定するための情報
：ポジティブリスト制度に適合していることが確認できる情報
- ・情報を伝達する方法:方法は特定しない(情報伝達が必要な内容の担保が前提)

(3) リスク管理方法

- ・合成樹脂をその特性や使用実態を踏まえて複数の区分に分類し、区分に応じて添加剤の添加量を定めて管理する案について検討

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 10 月 15 日付 厚生労働省発表資料](#)

研究開発箇所 加藤吉紀

The Knights of Environmental Science **アスベストの事前調査承ります！**

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成 30 年基安化発第 0420 第 1 号(厚生労働省通達)に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記 URL をご参照ください。
<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

